

# 児童手当

## 二人目の子供から支給されます

児童手当とは  
家庭における生活の安定に寄与するとともに、次の世代を担う児童の健全な育成、及び資質の向上に資することを目的として支給される手当です。

昭和六十二年四月一日からは、児童手当を受給できる人

二番目の児童には、月額二千五百円、三番目以降の児童には一人につき月額五千円が義務教育就学まで支給されます。

請求の方法  
昭和六十二年四月一日に新しく対象となる方は、二番目の子供が昭和五十七年四月二日以後に生まれた児童のいる者、または今まで受給者であった者で、二番目のお子さんが新たに該当する方は一月一日から三月三十一日までに手続きを済ませて下さい。

申請時に必要なもの  
印鑑、健康保険証、申請者名簿の口座番号(銀行、信用組合、農協)今まで受給していた方は新たに申請の必要はありません。継続支給となります。

児童手当の受給資格があると思われる方で、まだ手当の支給を受けていない方は、役場、町民生活課福祉係で申請の手続きをしてください。(公務員の方は勤務先の方へ申請してください。)

申請時に必要なもの  
印鑑、健康保険証、申請者名簿の口座番号(銀行、信用組合、農協)今まで受給していた方は新たに申請の必要はありません。継続支給となります。

児童手当の受給資格があると思われる方で、まだ手当の支給を受けていない方は、役場、町民生活課福祉係で申請の手続きをしてください。(公務員の方は勤務先の方へ申請してください。)

## 昭和六十二年度

### 固定資産税の償却資産の

#### 申告をお忘れなく

固定資産税の中の償却資産とは、営業や農業などの事業に使用されている構築物、機械装置、器具備品のことです。

このような事業用資産を毎年一月一日現在、当町において所有している個人、法人は地方税

法により一月末日までに資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数などを申告しなければなりません。これらに該当する方は、事前に申告のご案内を差し上げておきますし、また、案内を受けていない方でも該当する

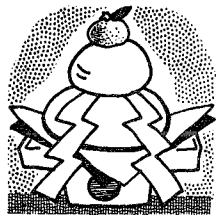
方には申告が義務づけられていますので、役場福祉係に申し出て期限までに申告をしてください。なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている普通乗用車、軽自動車、バイク、農耕自動車(コンバイン、トラクター)や、土地家屋などの資産は償却資産に該当しません。

家族票は、お手もとに届いたでしょうか。町では、毎年一月一日現在で小須戸町に住んでいる人(同居人も含む)を対象に家族構成と勤務先等を調べています。家族票は各世帯構成(昭和六十二年一月一日〜十二月一日現在の家族全員)を打ち出したものをお届けいたしましたので、記入に際し、次の点に注意してください。

家族票は、課税の際に扶養控除の認定、並びに各種証明事項についての重要資料となるばかりでなく、家族票の数により

家族票は、お手もとに届いたでしょうか。町では、毎年一月一日現在で小須戸町に住んでいる人(同居人も含む)を対象に家族構成と勤務先等を調べています。家族票は各世帯構成(昭和六十二年一月一日〜十二月一日現在の家族全員)を打ち出したものをお届けいたしましたので、記入に際し、次の点に注意してください。

家族票は、課税の際に扶養控除の認定、並びに各種証明事項についての重要資料となるばかりでなく、家族票の数により



## 保育園児・幼稚園児を

### 募集します

提出期限 一月二十日(水)

昭和六十三年年度の保育園児及び幼稚園児を次の要領で募集します。入園を希望されるご家庭は期限までに申込みをしてください。

◆保育園 ▲  
募集人員 一六〇名  
小須戸保育園 一〇〇名  
矢代田保育園 一〇〇名  
横水保育園 六〇名  
申込資格 町在住者に限る

◆幼稚園 ▲  
募集人員 一六〇名  
申込資格 小須戸町在住の五才児(昭和六十三年三月三十一日付で入園措置を解除しますので、希望者は改めて申込みをしてください。)

なお、申込期限までに源泉徴収票を添付することができない方は、福祉係へご連絡ください。四、入園申請書用紙は各保育園及び福祉係にあります。五、不明の点がありましたら、町民生活課福祉係へおたずねください。

◆幼稚園 ▲  
募集人員 一六〇名  
申込資格 小須戸町在住の五才児(昭和六十三年三月三十一日付で入園措置を解除しますので、希望者は改めて申込みをしてください。)



小須戸幼稚園

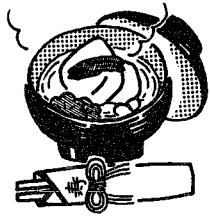
## 登録申請書の提出を

### 農業委員会委員選挙人名簿

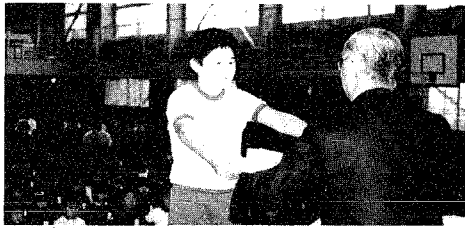
農業委員会委員選挙人名簿は毎年農家より登録申請書により一月一日現在の状況を記入したものを、一月十日までに農業委員会へ提出していただき作成されます。この選挙権を有する人は、次のいずれかに該当しなければなりません。

一、小須戸町に住所を有し、昭和六十三年三月三十一日現在(昭和四十三年四月一日までに生まれた者)で年齢二十才以上で十アール以上の農地に耕作の

業務を営む者  
二、一に該当する同居の親族または配偶者で、耕作に従事する日数がおおむね六十日以上の方



## 入選したよ!ぼくたちの作品



▲本多和宏君(矢代田小6)

農業災害補償法施行40周年記念「書写全国コンクール」優秀賞

「実のりの大地」という書道作品で全国農業共済協会から優秀賞を受賞した本多君に去る12月21日、町長から表彰状が手渡されました。本多君の作品は全国4万6千点の中から選ばれ、県内では、小4から小6までの部門で唯一の受賞です。



## 選挙啓発ポスターコンクール

▲吉田智彰君(小須戸小4)の絵画入選

明るい選挙啓発事業の一環としてのポスターコンクールに、小須戸小学校4年生の吉田智彰君の絵が入選しました。吉田君に県選挙管理委員会より表彰状と記念品が送られました。

## ▼長沢英明君(小須戸小6)の絵が青少年健全育成カルタになりました。

新潟県主催の「明るい家庭づくり」標語を集めた青少年健全育成かるたに、小須戸小学校を代表して長沢英明君の絵が採用されました。あたたかい家庭の様子がよく描かれていますね。



何気ない 会話が築く 明るい家庭

愛の一声運動実施中

家庭の中でのあいさつ 大切に